平成３０年（フ）第１９４号
さいたま市桜区西堀７丁目17番20号　グランメール105
債務者　川端大五郎
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２０６号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―19―404
債務者　大山　　繁
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２２１号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―17―501
債務者　榛地　奈弥
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２２７号
埼玉県川口市鳩ケ谷緑町２丁目19番地の13グリーンタウン107号、旧住所埼玉県川口市朝日２丁目４番17号　エステートピア朝日201号　（前住所）東京都台東区北上野２丁目３番９号
債務者　富菜　颯利
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２３４号
さいたま市西区大字宝来1743番地15　リバーサイドナカノ４号棟102号
債務者　福田　俊治
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１７号
埼玉県草加市青柳５丁目９番19号
債務者　齋藤　浩海
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第８５号
埼玉県深谷市上野台410番地２
債務者　宮尾　孝久
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第６６号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番３―923号、前住所大阪府泉佐野市新安松２丁目２番39―７号
債務者　東　　慧
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第６８号
大阪府和泉市和気町４丁目７番２―106号
債務者　田中　誠一
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第９８号
大阪府和泉市王子町２丁目１番７―302号
債務者　内村まり子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第９９号
大阪府和泉市王子町２丁目１番７―302号
債務者　内村まゆみ
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１００号
大阪府和泉市池田下町947番地の24、前住所大阪府和泉市府中町５丁目21番３―602号
債務者　松田　重男
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１０１号
大阪府岸和田市作才町1106番地、前住所大阪府岸和田市下松町１丁目18番31―304号
債務者　川平　　登
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１０２号
大阪府岸和田市作才町1106番地、前住所大阪府岸和田市下松町１丁目18番31―304号
債務者　川平　昌美
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第９１号
熊本市中央区本荘３丁目１番８号　612、前住所熊本市西区島崎６丁目４番12号　島崎ジャストハウス302号
債務者　稲田誠志朗
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３６号
北海道旭川市東光12条５丁目４番13号
債務者　山田　憲位
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８２号
静岡県浜松市南区芳川町200番地の１芳川マンションＤ―20号室
債務者　金武　恵子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前10時50分
静岡地方裁判所浜松支部破産係